

領収時の留意事項

- 1円未満の端数は切り上げます。

例1：改修費用が87,654円の場合

$$\begin{aligned}\text{被保険者負担額} &= 87,654\text{円} \times 1/10 \\ &= 8,765.4\text{円} \\ &\div \underline{8,766\text{円}} \text{ (1円未満の端数切り上げ)}\end{aligned}$$

- 住宅改修を行うことにより、被保険者が行った住宅改修に係る改修費用の額が支給限度基準額（20万円）を上回る場合は、支給限度基準額内の改修費用の額に10分の1を乗じた額に、支給限度基準額を超える改修費用の額を加えた額を被保険者から受領します。

例2：被保険者が234,567円の住宅改修を行った場合

$$\begin{aligned}(\text{支給限度基準額内の改修費用の額}) &= 200,000\text{円} \\ (\text{支給限度基準額を超える改修費用の額}) &= 234,567\text{円} - 200,000\text{円} \\ &= 34,567\text{円} \\ \text{被保険者負担額} &= 200,000\text{円} \times 1/10 + 34,567\text{円} \\ &= 20,000\text{円} + 34,567\text{円} \\ &= \underline{54,567\text{円}}\end{aligned}$$

例3：既に123,456円分の住宅改修を行っている被保険者が100,000円の住宅改修を行った場合

支給限度基準額を超える改修費用の額は、住宅改修費の支給対象とはなりません。このような場合、介護保険対象額の1割分（7,655円）と支給限度基準額を超える改修費用額（23,456円）を被保険者から受け取ることになるので、領収証にはその合計金額である31,111円を記載してください。

$$\begin{aligned}(\text{支給限度基準額内の改修費用の額}) &= 200,000\text{円} - 123,456\text{円} \\ &= 76,544\text{円} \\ (\text{支給限度基準額を超える改修費用の額}) &= 100,000\text{円} - 76,544\text{円} \\ &= 23,456\text{円} \\ \text{被保険者負担額} &= 76,544\text{円} \times 1/10 + 23,456\text{円} \\ &= 7,654.4\text{円} + 23,456\text{円} \\ &= 31,110.4\text{円} \\ &\div \underline{31,111\text{円}} \text{ (1円未満の端数切り上げ)}\end{aligned}$$

前記例 1 による領収証の記載例

領 収 証		①領収年月日
②被保険者氏名(フルネーム) 津市 太郎 様		令和〇〇年〇月〇〇日
④領収額 (被保険者負担額)		
金 額	¥ 8,766-	③改修費用の額(10割分の金額)
但し、手すり取り付け及び、段差解消工事（改修費用87,654円）の利用者負担額として、上記正に領収しました。 ④「の利用者負担額として」の記載必須 なぜ8,766円の領収額となるのかの理由として必須		

前記例 2 による領収証の記載例

領 収 証		令和〇〇年〇月〇〇日
津市 太郎 様		
金 額	¥ 54,567-	①改修費用の額(10割分の金額)
但し、住宅改修費（234,567円）の利用者負担額（内訳：介護保険対象額20,000円・対象外経費34,567円）として、上記正に領収しました。 ②内訳の記載必須。 なぜ54,567円の領収額になるのかの理由として必須		

前記例 3 による領収証の記載例

領 収 証		令和〇〇年〇月〇〇日
津市 太郎 様		
金 額	¥ 31,111-	①改修費用の額(10割分の金額)
但し、住宅改修費（100,000円）の利用者負担額（内訳：介護保険対象額7,655円・対象外経費23,456円）として、上記正に領収しました。 ②内訳の記載必須。 なぜ31,111円の領収額になるのかの理由として必須		